**（様式２）**

**令和4年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：愛媛県チアリーディング協会]**

**[記載日：令和５年３月３１日]**

**【対応状況に係る自己評価】**

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | - |
|  | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | A |
| 中央競技団体（日本チアリーディング協会）の定款に沿った愛媛県チアリーディング協会規約等を制定し、当協会の役員及び会員は当該規約等を遵守している。  　愛媛県チアリーディング協会の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。 | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | A |
| 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | B |
| 定款（規約）に定める理事９名、監事１名の役員体制を整えている。  　理事会、評議員会及び総会において計算書類及び事業報告の承認手続きを行うと  ともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。  　また、事業の必要に応じた各種専門委員会を設け、事業に精通した理事を配置することにより、組織の実情に見合った議論を行い、対応することが可能である。 | |
| **原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | B |
| 中央競技団体は、年間計画を策定し、日本チアリーディング協会（連盟）のホームページで公表しているが、県レベルでは実施できていない。今後対応していく必要がある。 | |
| **原則3** **暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** | |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコン  プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| 日本チアリ―ディング協会が主催するコンプライアンス教育や研修に積極的に役員及び各指導員が参加している。 | |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施している  か，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  今後も、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を続けていく。 | |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | B |
| 財務、経理に関する規程を整備するとともに、公正かつ適切な会計処理を実施するための業務手順を整備している。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，  ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| 助成元における交付要綱等の規程に沿って適切に処理し、助成元の監査を受けている。  （助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。） | |

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| 監事を選任し、年１回の監査を実施している。 | |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | A |
| 総会において事業報告書及び収支予算書等を報告するとともに、（公財）愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 |  |
| ホームページは開設していないが、事業の実施状況やイベントの情報等について、LINEやInstagramを通じて情報発信している。 | |
| **原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） | |
| 原則1-13について |  |
| 本協会（連盟）では、ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。 | |
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |